本使は、更に、この書簡及び前記の了解をキューバ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、スペイン語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年九月十九日にハバナで

キューバ共和国駐在
日本国特命全権大使　渡邉優

キューバ共和国閣僚評議会副議長
リカルド・カブリサス・ルイス閣下

附属書Ⅰ

二千十六年十月三十一日	五億四百七十五万九百七十五円
二千十七年十月三十一日	六億四千八百九十六万千七十七円
二千十八年十月三十一日	七億九千三百十七万千百七十九円
二千十九年十月三十一日	九億三千七百四十一万二千五百十六円
二千二十年十月三十一日	十億八千百六十二万二千六百十八円
二千二十一年十月三十一日	十七億二千三十一万二千二百七十五円
二千二十二年十月三十一日	十八億四千四十三万八千七十一円
二千二十三年十月三十一日	十九億六千二百三十三万八千三十二円
二千二十四年十月三十一日	二十億八千六百十二万三千四十四円
二千二十五年十月三十一日	二十二億千百七十一万九千百八十三円
二千二十六年十月三十一日	二十三億三千九百二十万三百七十四円
二千二十七年十月三十一日	二十四億六千八百六十万三千五百七十七円
二千二十八年十月三十一日	二十五億九千九百九十六万五千七百五十五円
二千二十九年十月三十一日	二十七億三千三百二十八万六千九百六円
二千三十年十月三十一日	二十八億六千八百六十万三千九百九十五円
二千三十一年十月三十一日	三十億五百九十五万三千九百八十一円
二千三十二年十月三十一日	三十一億四千五百三十三万六千八百六十六円
二千三十三年十月三十一日	三十二億八千六百七十八万九千六百二十六円

附属書Ⅱ

二千十六年十月三十一日	五十億五千七百八十三万二百四十三円
二千十七年十月三十一日	五十億五千七百八十三万二百四十三円
二千十八年十月三十一日	五十億五千七百八十三万二百四十三円
二千十九年十月三十一日	五十億五千七百八十三万二百四十三円
二千二十年十月三十一日	五十億五千七百八十三万二百四十五円

附属書Ⅲ

二千二十四年十月三十一日	二千三十三年十月三十一日の時点の基金の残額の十四・二八五七パーセント
二千二十五年十月三十一日	二千三十三年十月三十一日の時点の基金の残額の十四・二八五七パーセント
二千二十六年十月三十一日	二千三十三年十月三十一日の時点の基金の残額の十四・二八五七パーセント
二千三十七年十月三十一日	二千三十三年十月三十一日の時点の基金の残額の十四・二八五七パーセント
二千三十八年十月三十一日	二千三十三年十月三十一日の時点の基金の残額の十四・二八五七パーセント
二千三十九年十月三十一日	二千三十三年十月三十一日の時点の基金の残額の十四・二八五七パーセント
二千四十年十月三十一日	同日の時点の基金の残額の全て

附属書Ⅳ

二千十六年十一月一日	十六億六千六百七十五万三千二百十九円
二千十七年十一月一日	二十一億四千二百九十五万三千六百八十九円
二千十八年十一月一日	二十六億千九百十五万四千百五十九円
二千十九年十一月一日	三十億九千五百四十五万七千七百七十二円
二千二十年十一月一日	三十五億七千百六十五万八千二百四十二円
二千二十一年十一月一日	五十六億八千六十九万四千三百七十円
二千二十二年十一月一日	六十億七千七百三十六万五千三百三十六円
二千二十三年十一月一日	六十四億七千九百八十九万四千八百二十六円
二千二十四年十一月一日	六十八億八千六百六十四万八千九百九十九円
二千二十五年十一月一日	七十三億三百三十八万三千七百四十八円
二千二十六年十一月一日	七十七億二千四百三十四万三千百八十三円
二千二十七年十一月一日	八十一億五千百六十四万九千三百五十二円
二千二十八年十一月一日	八十五億八千五百四十二万四千三百十円
二千二十九年十一月一日	九十億二千五百六十六万八千五十一円